

「吉備大賀ハス保存会」会則（案）

（名称）

第1条 この会は吉備大賀ハス保存会（以下「会」という）と称する。

（目的）

第2条 会は、この吉備地区で生まれた大賀一郎博士が発見された大賀ハスを保存・育成するとともに、大賀一郎博士の功績を顕彰し後世に伝えていく事を目的とする。

（事務局）

第3条 会の事務局は吉備公民館内に置き、事務局長は吉備公民館館長とする。

（会員）

第4条 吉備大賀ハス保存会の目的に賛同する者をもって会員とする。

（会費）

第5条 会員は、年額500円を会費として本会が指定する方法により納入するものとする。

- 2 入会の場合は、年度途中であっても年額500円の会費を徴収する。
- 3 退会の場合は、中途の退会であっても返金しないこととする。

（活動）

第6条 会は第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1) 現在育成している庭瀬城址内堀の大賀ハスを管理して、保存・育成に努める。
- 2) 純粋な大賀ハスの育成に努める。（純系維持）
- 3) 日々広報活動に努め、大賀ハスの魅力を発信し、育成エリアの拡大を進める。
- 4) 大賀ハスについての研究や情報の交換、蓄積を図る。
- 5) 一家に1鉢運動を進め、大賀ハスが咲く町並みを造る。
- 6) その他会の目的を達成するために必要な活動をする。

（役員）

第7条 会に次の役員を置く。

- 1) 会 長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 会 計 1名
- 4) 監 事 2名
- 5) 広報部長 1名
- 6) 育成部長 1名
- 7) 管理部長 1名
- 8) 運営部長 1名

- ・ 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- ・ 会長は総会において会員の互選により選出し、副会長並びに会計は会長が選任する。
- ・ 会長は会を代表し、会を総括する。
- ・ 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時にはその職務を代行する。
- ・ 会計は、会長の指揮の下に会の会計を処理する。
- ・ 監事は、会の会計及び活動を監査し監督する。
- ・ 広報部長は、日々広報活動に努め、育成エリアの拡大を進めるとともに、大賀ハスについての研究や情報の交換、蓄積を図る。
- ・ 育成部長は、大賀ハスの育成についての調査研究をする。
- ・ 管理部長は、大賀ハスの管理についての調査研究をする。
- ・ 運営部長は、会の目的を達成するための活動をする。

(会議)

第8条 会の会議は次のとおりとする。

1) 総会

2) 役員会

- ・ 総会は毎年3月末日に開催し、会の会計と活動について承認及び決定をする。
- ・ 役員会は会長が必要の都度開催し、総会事項以外のすべての案件を審議し処理する。
- ・ 総会及び役員会の議長は会長が務め、出席者の過半数で決定する。

(経費)

第9条 会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(年度)

第10条 会の年度は毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。

付則 この会則は平成24年4月1日より施行する。